



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 豊 商 事 株 式 会 社
 代表者の役職名 代表取締役社長 安 成 政 文
 (J A S D A Q ・ コード番号 8 7 4 7)
 問 合 せ 先 専務取締役管理本部長 多々良 孝之
 電 話 番 号 (0 3) 3 6 6 7 - 5 2 1 1

定款の一部変更及び補欠監査役候補者の選任に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」及び「補欠監査役候補者の選任の件」を平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 60 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の件

(1) 変更の理由

適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第 30 条（取締役の責任限定契約）及び第 42 条（監査役の責任限定契約）の規定をそれぞれ新設するものであります。

また、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定款に第 41 条（補欠監査役）に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

なお、この規定の新設等に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 4 章 取締役及び取締役会 (新設)	第 4 章 取締役及び取締役会 (<u>取締役の責任限定契約</u>)
	<u>第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で同法第 423 条第 1 項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u>
第 5 章 監査役及び監査役会 第 30 条～第 39 条（条文省略） (新設)	第 5 章 監査役及び監査役会 第 31 条～第 40 条（現行通り） (<u>補欠監査役</u>)
	<u>第 41 条 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人 第40条～第43条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算 第44条～第47条 (条文省略)</p>	<p>② <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第32条の規定を準用する。</u></p> <p>③ <u>第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p><u>(監査役責任限定契約)</u></p> <p>第42条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人 第43条～第46条 (現行通り)</p> <p>第7章 計算 第47条～第50条 (現行通り)</p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年6月29日(水)

定款変更の効力発生日 平成28年6月29日(水)

2. 補欠監査役候補者の選任の件

(1) 選任の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、予め補欠監査役 1 名の選任するものであります。なお、本議案の提出に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

(2) 補欠監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式数
ひらかわじゅんこ 平川純子 (昭和22年10月9日生)	昭和48年3月 最高裁判所司法研修終了 昭和48年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 昭和52年5月 米国ワシントン大学ロースクール(LL.M)卒業 昭和54年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録 平成9年7月 平川・佐藤・小林法律事務所(現シティユーワ法律事務所)設立 平成15年2月 シティユーワ法律事務所(合併による改名)パートナー(現任) 平成23年6月 (株)東京金融取引所社外取締役(現任)	一株

- *1 補欠監査役候補者と当社との特別の利害関係について、平川純子氏がパートナーを務めるシティユーワ法律事務所との間において、金融商品取引業における顧問業務等を委託しております。
- *2 補欠監査役候補者平川純子氏は社外監査役候補者であります。同氏は、司法分野における多様な経験に加え、事業経営に関する幅広い経験、見識により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、補欠監査役候補者といたしました。
- *3 平川純子氏が社外監査役に就任された場合、当社定款の規定(第42条(監査役の実任契約))に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額といたします。
- *4 平川純子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上